

答弁書第 50 号

内閣参質 156 第 50 号

平成 15 年 9 月 5 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田寛之 殿

参議院議員福島瑞穂君提出「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の実施状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の実施状況に関する質問に対する答弁書

一について

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号。以下「法」という。）附則第 3 条の規定に基づき調整して得られる新エネルギー等電気の基準利用量（以下「調整後の基準利用量」という。）は、法第五条の規定の施行の際現に電気事業者（法第 2 条第 1 項に定義する電気事業者をいう。以下同じ。）である者のうち、法第 5 条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすることが著しく困難であると経済産業大臣が認定した電気事業者に対し、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法附則第 3 条に規定する基準利用量の調整に係る経済産業大臣が定める方法（平成 15 年経済産業省告示第 30 号）に従って定められたものである。各電気事業者の平成 15 年度における新エネルギー等電気の法第 4 条の規定により算定される基準利用量及び調整後の基準利用量は、別表第一のとおりである。

二について

法附則第 3 条に規定する経過措置は、法施行時点における新エネルギー等電気の利用実績が低い電気事業者に係る基準利用量は現実に即した量から開始して、平成 22 年度に向けて段階的に基準利用量が高くなり、平成 22 年度にはすべての電気事業者が法第 4 条の規定により算定される基準利用量を達成するように定められている。したがって、この経過措置は法の目的をないがしろにするものではない。

三について

すべての電気事業者に係る平成 15 年度以降の調整後の基準利用量は、段階的に増加することが見込まれており、平成 22 年度には法第 4 条の規定により算定される基準利用量を達成するように定められることから、電気事業者の新エネルギー等電気の利用のための努力は必要不可欠であり、新エネルギー等電気の普及のインセンティブになると考えている。

#### 四について

すべての電気事業者に係る平成 15 年度以降の調整後の基準利用量は、段階的に増加することが見込まれており、平成 22 年度には法第 4 条の規定により算定される基準利用量を達成するように定められることから、新エネルギー等発電設備の普及促進が図られると考えている。

#### 五について

法の背景となる基本的考え方は、電気事業者の利用する新エネルギー等電気を選択を当該電気事業者に委ねることにより、新エネルギー等発電事業者のコスト削減努力を促し、市場原理によって、新エネルギー等の普及に係る国民負担を最小化することを目指すものである。このことから、法第 2 条第 2 項各号に掲げるエネルギーを同一の条件で取り扱っている。なお、補助金は、それぞれの政策上の目的に応じて交付されるものであり、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。以下同じ。）を熱源とする廃棄物発電以外の新エネルギー等発電設備に関しても補助金が交付されている。

#### 六及び七について

バイオマスを熱源とする新エネルギー等発電設備に関しては、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成 14 年経済産業省令第 119 号）第 12 条及び電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の運用に関する留意事項等（平成 15 年 2 月 13 日付け 15 資省部第 21 号経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長通知）に基づき、当該設備の電気の供給量のうち、バイオマスを熱源とする熱を変換して得られる電気の量の比率を的確に把握できるものを認定することとしており、法第 10 条に基づく供給した電気の量等の届出の際には、当該比率の計算根拠を確認することとしている。

また、新エネルギー等発電設備に係る情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条に定める不開示情報が含まれていることから、当該情報のすべてを公開することは行っていない。

#### 八について

電源開発株式会社及び日本原子力発電株式会社は、一般電気事業者によるその一般電気事業の用に供するための電気を供給する卸電気事業者である。これらの者に新エネルギー等電気の利用を義務付けることは、義務の重複を招くことから、これらの者に対する義務付けは行っていない。また、核燃料サイクル開発機構は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者に該当せず、核燃料サイクルに関する技術開発に伴って発電された電気を一般電気事業者へ売電している特殊法人であることから、同様の理由により義務付けは行っていない。

#### 九について

お尋ねの「電力各社における新エネルギー等電気相当量を除く購入単価」は、別表第二のとおりである。

なお、電気事業法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する特定電気事業者及び同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者は、「新エネルギー等電気相当量を除く購入単価」をあらかじめ設定していない。

十について

お尋ねの「新エネルギーの価値」すなわち「新エネルギー等電気相当量」の売買価格は、需給状況等を反映して、電気事業者と新エネルギー等発電事業者との取引において決められるものである。なお、家庭等に設置され、他の新エネルギー等電気に比べ発電コストが高い太陽光発電による電気については、法施行後も、一般電気事業者による余剰電力購入メニューにより、従前と同様の価格で売買されている。

別表第一

電気事業者名	法第四条の規定により算定される基準利用量 (kWh)	調整後の基準利用量 (kWh)
北海道電力株式会社	254,450,000	254,450,000
東北電力株式会社	646,014,000	378,697,000
東京電力株式会社	2,452,546,000	986,656,000
中部電力株式会社	1,070,531,000	344,538,000
北陸電力株式会社	222,606,000	84,436,000
関西電力株式会社	1,233,832,000	609,825,000
中国電力株式会社	485,872,000	156,372,000
四国電力株式会社	228,357,000	57,745,000
九州電力株式会社	666,730,000	390,841,000
沖縄電力株式会社	59,884,000	6,883,000
諏訪エネルギーサービス株式会社	49,000	1,000
尼崎ユーティリティサービス株式会社	442,000	15,000
東日本旅客鉄道株式会社	86,000	2,000
六本木エネルギーサービス株式会社	878,000	30,000
住友共同電力株式会社	11,000	0
ダイヤモンドパワー株式会社	4,663,000	160,000
丸紅株式会社	51,000	1,000
イーレックス株式会社	1,508,000	52,000
新日本製鐵株式会社	869,000	29,000
株式会社エネット	5,189,000	5,189,000
サミットエナジー株式会社	1,004,000	34,000
大王製紙株式会社	768,000	768,000
株式会社サニックス	0	0
新日本石油株式会社	0	0
株式会社ジーティーエフ研究所	1,250,000	43,000
合計	7,337,590,000	3,276,767,000

別表第二

表（一） 風力

電力会社名	夏季平日昼間	その他季平日昼間	その他
北海道電力株式会社	3.30	3.30	3.30
東北電力株式会社	3.00	3.00	3.00
東京電力株式会社	6.90	6.30	3.40
中部電力株式会社	5.46	4.96	2.81
北陸電力株式会社	3.30	2.90	1.70
関西電力株式会社	4.10	4.00	2.70
中国電力株式会社	3.30	3.30	3.30
四国電力株式会社	4.50	4.00	2.00
九州電力株式会社	3.00	3.00	3.00
沖縄電力株式会社	3.80	3.80	3.80

表（二）太陽光

電力会社名	夏季平日昼間	その他季平日昼間	その他
北海道電力株式会社	4.30	3.80	2.50
東北電力株式会社	3.00	3.00	3.00
東京電力株式会社	6.90	6.30	3.40
中部電力株式会社	5.46	4.96	2.81
北陸電力株式会社	3.30	2.90	1.70
関西電力株式会社	4.00	4.00	4.00
中国電力株式会社	3.80	3.80	3.80
四国電力株式会社	4.50	4.00	
九州電力株式会社	3.00	3.00	3.00
沖縄電力株式会社	3.80	3.80	3.80

表(三) 地熱

電力会社名	夏季平日昼間	その他季平日昼間	その他
北海道電力株式会社	4.30	3.80	2.50
東北電力株式会社	3.00	3.00	3.00
東京電力株式会社	6.90	6.30	3.40
中部電力株式会社	5.46	4.96	2.81
北陸電力株式会社	3.30	2.90	1.70
関西電力株式会社	4.10	4.00	2.70
中国電力株式会社	3.30	3.30	3.30
四国電力株式会社	4.50	4.00	2.00
九州電力株式会社	3.00	3.00	3.00
沖縄電力株式会社	3.80	3.80	3.80

表（四） 水力

電力会社名	夏季平日昼間	その他季平日昼間	その他
北海道電力株式会社	4.30	3.80	2.50
東北電力株式会社	3.00	3.00	3.00
東京電力株式会社	6.90	6.30	3.40
中部電力株式会社	5.46	4.96	2.81
北陸電力株式会社	3.30	2.90	1.70
関西電力株式会社	4.10	4.00	2.70
中国電力株式会社	3.30	3.30	3.30
四国電力株式会社	4.50	4.00	2.00
九州電力株式会社	3.00	3.00	3.00
沖縄電力株式会社	3.80	3.80	3.80

表（五） バイオマス

電力会社名	夏季平日昼間	その他季平日昼間	その他
北海道電力株式会社	4.30	3.80	2.50
東北電力株式会社	4.90	4.20	1.80
東京電力株式会社	6.90	6.30	3.40
中部電力株式会社	5.46	4.96	2.81
北陸電力株式会社	3.30	2.90	1.70
関西電力株式会社	4.10	4.00	2.70
中国電力株式会社	4.20	3.80	2.30
四国電力株式会社	4.50	4.00	2.00
九州電力株式会社	4.20	3.70	2.30
沖縄電力株式会社	3.80	3.80	3.80

備考

- 1 これらの表中の数字は、平成 15 年 4 月 1 日時点の 1 キロワットアワーあたりの購入単価(円/kWh)を示したものである。
- 2 これらの表において「夏季平日」とは、7 月 1 日から 9 月 30 日までのうち休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く日を言う
- 3 これらの表において「その他季平日」とは、「夏季平日」及び「休日等」（休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日をいう。ただし、東北電力株式会社の項では、これらの日に 1 月 4 日及び 12 月 29 日を加え、北陸電力株式会社及び中国電力株式会社の項では、これらの日に 1 月 4 日を加え、4 月 30 日を除く。以下同じ。）を除く日をいう。
- 4 これらの表において、「昼間」とは、午前 8 時から午後 10 時までの時間をいう。
- 5 これらの表において「その他」とは、「夏季平日昼間」及び「その他季平日昼間」及びを除

く時間をいう。

- 6 表(一)中中部電力株式会社の項において、低圧(100ボルトまたは200ボルトをいう。以下同じ。)で受電する場合にあっては、夏季平日昼間、その他季昼間及びその他のいずれにおいても購入単価は3.87円とする。
- 7 表(二)中中部電力株式会社の項において、低圧で受電する場合にあっては、夏季平日昼間、その他季平日昼間及びその他のいずれにおいても購入単価は4.96円とする。
- 8 これらの表において、北海道電力株式会社の項「夏季平日昼間」の欄中「夏季平日」とあるのは、「12月1日から2月末日までのうち、休日、1月2日、1月3日、12月30日及び12月31日を除く日」と読み替えるものとする。
- 9 これらの表において、関西電力株式会社の項「夏季平日昼間」の欄中「夏季平日昼間」とあるのは「夏季平日の午前10時から午後5時までの時間」と、「その他季平日昼間」の欄中「その他季平日昼間」とあるのは「夏季平日の午前8時から午前10時まで及び午後5時から午前10時までならびにその他季平日の午前8時から午後10時までの時間」と読み替えるものとする。
- 10 表(二)中四国電力株式会社の項「夏季平日昼間」の欄中「夏季平日」とあるのは「7月1日から9月30日までの期間」と、「その他平日昼間」の欄中「その他季平日」とあるのは「1月1日から6月30日まで及び10月1日から12月31日までの期間」と読み替えるものとする。